

公益社団法人ツーリズムおおいた MICE開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ツーリズムおおいたが誘致活動を行う大分県において開催される大会、会議、学会、展示会、イベント等（以下「MICE」という。）の主催者に対し、その開催に係る経費について予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定め、本県におけるMICEの開催を促進し、地域の活性化に資することを目的とする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の交付対象となるMICEは、大分県での開催が決定または内定していないもので次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、地域の活性化に大きく寄与するものであると会長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 九州大会以上の規模で開催され、県内での延べ宿泊者数が500人泊以上の参加者が見込まれるもので、開催を通じておんせん県おおいたのPRに繋がるもの。

(2) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持たず、公序良俗に反しないもの。

(3) 国、県、市町村が主体（実行委員会の構成員として実施するものを含む。）でないもの。

(助成額)

第3条 助成額は、別表のとおりとする。

2 前項の助成額については、当該MICEについて他の地方公共団体、観光協会及びこれに類するものの助成制度が適用される場合は、当該助成制度による助成の対象となった経費を助成対象経費から除外するものとする。

3 前2項の規定に関らず、会長が特に認めるMICEについては、別途助成額を加算できるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、MICE開催助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、あらかじめ会長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、交付額を決定し、MICE開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、交付を決定しないときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止し、交付決定額に変更が生じる場合には、あらかじめMICE開催助成金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更の承認)

第7条 会長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、MICE開催助成金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、当該MICEが終了した日から起算して1か月経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までにMICE開催助成金実績報告書兼助成金交付請求書(様式第5号)を会長に提出する。

(交付額の確定及び交付)

第9条 会長は、前項のMICE開催助成金実績報告書兼助成金交付請求書を受理したときは、当該報告書を審査し、交付の内容に適合すると認められた場合において、交付する助成金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するとともに、助成金を支払うものとする。

(取消等)

第10条 会長は、助成金の交付決定を受けたものが、次の各号に該当すると認めるときは、第5条の交付決定を取り消すことができる。また、助成金交付後に、次の第3号から第5号に該当することが判明した場合は、交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条に規定する実績報告がなされないとき。
- (2) 助成の対象となる事業を中止したとき、又は実施する見込みがなくなったとき。
- (3) 申請事項、報告事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 助成金の使用目的が不相当であるとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

別 表

| 区 分 | 助成対象経費 | 助成額 |
|---------------|--|--|
| M I C E開催経費支援 | <p>M I C Eの開催に附随する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・付帯設備使用料 ・設備、備品等リース料 ・会場設営、撤去料 ・印刷製本費 ・講師派遣に要する経費 ・参加者輸送のためのバス等の借上に要する経費 ・アトラクション出演に要する経費 ・エクスカージョンに要する経費 ・その他M I C Eの開催に要する経費として会長が認めたもの | <p>下記の審査項目に基づき審査を行い、助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）。</p> <p>なお、1団体あたり100万円を限度とする。</p> <p>[審査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M I C E規模 ・県内宿泊者数 ・地元企業発注の有無 ・懇親会の有無 ・大分県の観光宣伝の有無 ・開催実績の有無 |
| 会場等視察経費支援 | <p>大分県での開催を検討中の県外の主催者が行う県内の会場施設や観光地等の視察に要する交通費や宿泊費（朝食代を含む。）等。</p> | <p>助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）。</p> <p>なお、1団体あたり20万円を限度とする。</p> |

様式第1号（第4条関係）

M I C E開催助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継 様

所在地

団体名称

代表者職氏名

印

公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金の交付を受けたいので、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請する助成制度（いずれかに○をつけること）

| | |
|---------------|--|
| M I C E開催経費支援 | |
| 会場等視察経費支援 | |

2 大会名

3 交付申請額 円

4 事業の終了予定年月日 年 月 日
（開催予定期間）（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

5 添付書類

（1）事業計画書（別紙1のとおり）

（2）収支予算書（別紙2のとおり）（※会場等視察の場合は提出不要）

事業計画書

| | |
|----------------------|--|
| 大会名 | |
| 主催者名 | |
| 大会概要 | |
| 開催期間 | |
| 開催場所 | |
| 大会規模 (○をつける) | 国際大会 全国大会 西日本大会 九州大会 その他 () |
| 大会参加予定人数 | 人 【内訳】 県内 人 県外 人 海外 人 |
| 助成対象経費 (支出予定額) | 円 |
| 助成金申請額 | 円 |
| 視察予定場所 (会場等視察の場合) | |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・大会概要又はプログラム [会場等視察の場合] ・会場等視察の行程がわかるもの ・会場等視察に要する経費の内訳がわかるもの |

| | |
|----------|---------------------|
| 事務担当者職氏名 | TEL () - E-mail |
|----------|---------------------|

収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

| 項 目 | 予算額 | 摘 要 |
|--------------|-----|-----|
| ツーリズムおおいた助成金 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(支出の部)

(単位：円)

| 項 目 | 予算額 | 摘 要 |
|---------------------------------------|-----|-----|
| 会 場 使 用 料 | | |
| 付 帯 設 備 使 用 料 | | |
| 会 場 設 営 ・ 撤 去 料 | | |
| 印 刷 製 本 費 | | |
| 講 師 派 遣 経 費 | | |
| バ ス 等 の 借 上 経 費 | | |
| ア ト ラ ク シ ョ ン 出 演 経 費 | | |
| エ ク ス カ ー シ ョ ン 経 費 | | |
| そ の 他 経 費 (摘 要 欄 に 具 体 的 に 記 載 の 事) | | |
| 合 計 | | |

※地元企業に発注する場合は、摘要欄に「地元有」と記載すること。

※会場等視察の場合は提出不要

M I C E開催助成金交付決定通知書

T O 第 号
年 月 日

様

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継

年 月 日付で申請のあった助成金については、次のとおり決定したので、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 大会名

2 交付決定額

円

3 助成の条件

（1）事業内容を変更又は中止する場合は、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第6条の規定に掲げる書類を速やかに会長に提出してください。

（2）事業が終了したときは、事業が終了した日から起算して1か月経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第8条の規定に掲げる書類を会長に提出してください。

M I C E開催助成金交付変更申請書

年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継 様

所在地

団体名称

代表者職氏名

印

年 月 日付で通知のありました公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金の額の変更につきまして、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更申請する助成制度（いずれかに○をつけること）

| | |
|---------------|--|
| M I C E開催経費支援 | |
| 会場等視察経費支援 | |

2 大会名

3 変更後の交付申請額 円（交付決定額 円）

4 変更又は中止の理由

5 添付書類

（1）変更後の事業計画書

（2）収支決算報告書（見込書）（会場等視察の場合は提出不要）

M I C E開催助成金変更承認通知書

T O 第 号
年 月 日

様

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継

年 月 日付けで変更申請のあった助成金については、次のとおり変更の承認をしたので、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 大会名

2 変更承認後の交付決定額 円

3 助成の条件

（1）事業内容を変更又は中止する場合は、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第6条の規定に掲げる書類を速やかに提出してください。

（2）事業が終了したときは、事業が終了した日から起算して1か月経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第8条の規定に掲げる書類を提出してください。

M I C E開催助成金実績報告書兼助成金交付請求書

年 月 日

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継 様

所在地
団体名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで助成金の交付決定のあったM I C Eが終了したので、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実績を報告し、助成金の交付を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 大会名称
- 3 事業の終了年月日 年 月 日
(開催期間又は視察期間) (年 月 日 ~ 年 月 日)
- 4 参加人数 人 (うち県外参加者 人)
- 5 助成対象経費 円

6 添付書類

- (1) 収支決算報告書（又は決算見込書）
(2) 5に記載した金額の内訳のわかるもの（領収書などの写し）
(3) 参加者名簿（参加者の国・県別等がわかるもの）
※会場等視察の場合は、参加者の所属団体、役職等がわかるもの
(4) その他必要な書類（振込先口座の通帳の写し、大会パンフレット等）

7 振込先

| | | | |
|-------|---------|------|--|
| 金融機関名 | 支店 | | |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| 口座名義人 | フリガナ | | |

様式第6号（第9条関係）

M I C E開催助成金交付額確定通知書

T O 第 号
年 月 日

様

公益社団法人ツーリズムおおいた
会長 和田 久継

年 月 日付けで実績報告のあったM I C Eに係る助成金については、次のとおり確定したので、公益社団法人ツーリズムおおいたM I C E開催助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 大会名

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円